

情報提供

那医発第616号
令和5年2月8日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗

副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医業経営関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)
.....記.....

冲医発第1632号E

令和5年 2月 6日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

(福祉・経営担当理事)

(公印省略)

医業経営関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、沖縄県国民健康保険団体連合会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、沖縄県が実施する「沖縄県医療施設等物価高騰対策支援事業」について、沖縄県国民健康保険団体連合会が申請受付から支払いまでの業務を行う旨の周知依頼となっております。

また、申請から振込までの流れ、申請要領の情報提供となっておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

沖縄県医師会保険課：平良、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp

事務連絡
令和5年2月3日

沖縄県医師会
沖縄県歯科医師会
沖縄県薬剤師会

} 御中

沖縄県国民健康保険団体連合会
事務局長 高良 昌英
(公 印 省 略)

沖縄県医療施設等物価高騰対策支援事業について

本会の診療報酬審査支払業務につきましては、平素より格別なる御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、県から委託を受けてみだしの事業のうち、申請受付けから支払（県の審査を経て）までの業務を行うこととなりました。

つきましては、別紙のとおり貴会会員各位の皆様に周知していただきますよう御協力の程よろしくお願い致します。

お問合せ先

沖縄県国民健康保険団体連合会
業務管理課 管理係

TEL : 098-863-2063

補助を受けるための流れ

① 申請様式を入手します

- 沖縄県医療政策課のホームページから申請様式（エクセルファイル）を入手。
〔沖縄県医療政策課ホームページのURL〕

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/iryoseisaku/kikaku/iryo/bukkakoutotaisaku_shien.html

「**沖縄県医療政策課**」で検索 → **医療政策課HPの「お知らせ」欄** → 「**医療施設等物価高騰対策支援事業**」

② 申請様式に記入 → 国保連へ郵送

- 申請様式
 - ・ 申請様式に必要事項を入力します。
 - ・ 第1号から第3号までを印刷し（計4枚）、封筒に封入します。
 - ・ 封筒に「**物価高騰対策補助金交付申請書在中**」と**朱書き**のうえ、下記に郵送をお願いします。

【宛先】 〒900-8559 那覇市西3丁目14番18号（国保会館）
沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課 管理係 宛て

③ 申請内容を確認後、補助金が交付されます

- 受理した申請内容を確認のうえ補助金の交付決定をした後、**国保連から補助金が振り込まれます。**

※ 交付決定の際は「補助金交付決定通知書」を送付します。

④ その他

- 申請から振込までの日程は以下のとおりです。
 - ・ 令和5年2月28日（火）までの申請 → 令和5年3月31日（金）までに振込
- 別添の申請要領等をご確認のうえ、申請をお願いします。
- 記載内容に不備があった場合、書類の再提出等をお願いすることがあり、振込までに時間を要する可能性がありますので、早期の申請をお願いいたします。

【お問合せ先】

沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課 管理係
電話番号 098-863-2063（受付時間は平日9:00～17:00）

「医療施設等物価高騰対策支援事業」のご案内

エネルギー価格等高騰の影響を受ける中、物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等の事業継続を支援するため補助金を支給します。

補助対象機関及び上限額

1. 病院及び5床以上の病床を有する診療所

5～19床	20万円
20～49床	40万円
50～99床	100万円
100～199床	200万円
200～299床	400万円
300床～	600万円

2. 1以外の医療施設等

医科診療所（無床又は5床未満の病床を有する診療所）	10万円
歯科診療所、助産所、薬局	5万円
柔道整復師施術所、あんま、はり、きゅう施術所	3万円

- ※ 申請様式で申告する光熱水費の負担増加額の合計額と上限額とのいずれか低い額を支給する。
- ※ 申請対象は令和3年12月以前に開設していて、申請日時点で事業を継続中の医療施設等に限る。
- ※ 医科・歯科は保険医療機関、薬局は保険薬局に限る。

補助対象経費

電気代、ガス代、水道代、その他（重油など）

- ※ 会計上、光熱水費に区分されるものに限る。

沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金 申請要領

1. 受付期間

2023年2月28日(火)まで

2. 概要

長期化する新型コロナウイルス感染症による影響に加え、エネルギー価格等の物価高騰により光熱水費等の負担が増加する中、物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等の事業継続を補助し、必要な地域医療を提供するため医療施設等に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

3. 補助金交付対象者

(1) 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)申請日時時点で事業を継続しており、次の各号の施設を開設する者とする。

①医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所(歯科診療所を含む。)及び助産所(入所施設を有し、分娩を取り扱う施設に限る。)

②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設

③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定に基づき開設している施術所のうち、受領委任取扱施術所の指定を受けた施設又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っている施設

(2) 次に掲げる項目に該当するものは、(1)の規定に関わらず交付の対象としない。

①国、又は地方公共団体が開設、運営する施設等(国、又は地方公共団体から独立した会計で運営されている施設を除く)

②保険診療、保険施術を取扱わない(保険外診療・施術のみ取扱う)施設等

③社会福祉施設内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする施設等

④患者宅等への出張専門の施設

⑤令和4年(2022年)1月1日以降に開設した施設

4. 補助金額・算出方法

令和4年4月から同年12月までの補助対象経費(光熱水費等)の単価が前年同期間比で増加したことによる負担増加額の合計額と、以下の病床数区分又は施設区分に応じた基準額とのいずれか低い額を交付します(算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)。

例1 病院(20～49床)で負担増加額が25万円の場合＝25万円を交付

例2 病院(20～49床)で負担増加額が54万円の場合＝40万円を交付

例3 薬局で負担増加額が17万円の場合＝5万円を交付

(1) 病院及び5床以上の病床を有する診療所

病床数区分	基準額
5～19床	20万円
20～49床	40万円
50～99床	100万円
100～199床	200万円
200～299床	400万円
300床～	600万円

(2) (1)以外の診療所等

施設区分	基準額
医科診療所(無床又は5床未満の病床を有する診療所)	10万円
歯科診療所、助産所、薬局	5万円
柔道整復師施術所、あんま・はり・きゅう施術所	3万円

5 提出書類

No	申請様式・添付書類	備考
1	沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金交付要綱に基づく申請書様式	様式1号、様式2-1号、様式2-2号、様式3号
2	振込口座の確認書類 ※様式1に口座情報を記載した場合 <u>(国保連連合会に口座登録がある医科、歯科、薬局、訪問看護、助産施設は原則、登録された口座に振り込みますので、口座の記載は不要です。(債権を譲渡している場合は除く))</u>	振込口座を確認できる書類(金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人(カナ))を明瞭に確認できるものを添付してください。

6. 申請方法

(1) 申請受付期間

2023年2月28日(火)まで

※申請は、一施設につき1回限りです。

※この補助金と補助対象経費(光熱水費等)を重複して他の補助金の交付を受けることはできません。

(2) 申請書類の提出方法

封筒に「物価高騰対策補助金交付申請書在中」と朱書きのうえ、下記に郵送お願いします。

【宛先】 〒900-8559 那覇市西3丁目14番18号(国保会館)

沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課 管理係 宛て

7. 問合せ先

沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課管理係

電話番号：098-863-2063 受付時間：平日9:00～17:00 ※土日祝は休業

8. 留意事項

- (1) 申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別に電話でご連絡します。補正を求めた日の翌日から起算し、5開庁日後までに不備等が解消されない場合は補助金を不交付として取り扱うことがあります。その際はその旨ご連絡します。
- (2) 計算ミスにより、申請額が大きく増減する場合はその旨を連絡いたしますが、端数の切り捨て間違いなどの少額の修正については、県側で修正を行い、決定通知をもって代えさせていただきます。
- (3) 県補助金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、沖縄県は、必要な検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (4) 県補助金の申請情報については、類似の補助事業等で活用する場合があります。予めご了承ください。
- (5) 審査が終了し、支払い時期が確定した段階で交付決定通知書をお送りします。通知が届かないことを防ぐため、住所については建物名・部屋番号等を正確に記入してください。

✓申請に当たっては、留意事項に同意していただく必要があります

虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び県民等からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、補助金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した補助金全額の返還に加え、違約金を支払っていただくなどの対応を行います。また、返還等が行われない場合は、氏名等の公表や訴訟の提起など厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる補助事業者でないにもかかわらず補助事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

<虚偽申請例>

- ・提出資料を改ざんするなどにより、燃料費、光熱費等の費用を粉飾した場合
- ・エネルギー等の物価高騰の影響があったかのように偽った場合
- ・既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽った場合
- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合など